

令和3年度税制改正要望 の注目ポイント

丸山会計事務所
税理士 丸山 和秀

令和3年度税制改正の主要望項目【各省庁】

法人税 所得税	中小企業向け設備投資減税の延長 ※中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業防災・減災投資促進税制	経産省他
	医療に係る設備投資減税の延長	厚労省
	研究開発税制の拡充・延長	経産省他
	所得拡大促進税制・大企業向け賃上げ税制の延長	経産省
法人税	中小企業者等の法人税率の特例の延長	経産省
	交際費課税の特例措置の拡充	厚労省・農水省
	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設 ※固定資産税も	総務省
	ビジネスモデル転換に資する税制措置の検討	経産省
資産税	親族以外の第三者による事業承継の促進税制	金融庁
	教育資金一括贈与非課税措置等の延長	文科省・内閣府・金融庁



例年どおりなら、各省庁・業界団体と財務省・総務省が詳細をつめ、政府の税制調査会の議論や与党の税制調査会で協議され、**12月中旬に与党の「令和3年度税制改正大綱」**が公表される予定

中小企業経営強化税制の延長①

～中小企業向け設備投資減税～

要望内容

新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、**中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長**する。

<現行制度>

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）※
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

※令和2年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策における税制措置として、テレワーク等を促進するために追加。

【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

中小企業経営強化税制の延長②

～中小企業向け設備投資減税～

参考 「デジタル化設備(C類型)」の活用事例

令和2年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策における税制措置として追加

【製造業：自動制御化】

配管図の作図においてAIの画像認識技術を導入することにより、作図にまつわる作業工程を自動化することで、作図費用削減や作業の標準化、熟練者による属人作業から脱却し、人材配置の最適化を図る。

【葬儀業：遠隔操作】

ネット中継システムを導入することにより、遠方からの葬儀の参列を可能とする新たなサービスの導入を図る。また、中継のオペレーションを遠隔化することで、テレワークを推進。

【検査業：遠隔操作】

Wi-Fi搭載型の制御盤等を導入することにより、全ての測定データについて、集約・分析を過去のデータをもとにスケールアップまで自動計算が可能となり、また測定作業が不要となる。それを外部で閲覧可能にすることにより、費用と時間の節約、加えてコロナ対策にも繋がる。また、素早い情報提供で受注の取りこぼしを防ぎ売上拡大を図る。

【学習支援業：遠隔操作】

講演会等は都市部で行われることが多く、地方在住の方にも参加いただけるように、動画講義の観覧やオンラインイベントの申し込みなどを一括して行える医療職種専用アプリケーションシステムを開発し、顧客と非対面で講座やセミナーを開催することを可能とする。

【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

中小企業投資促進税制の延長

～中小企業向け設備投資減税～

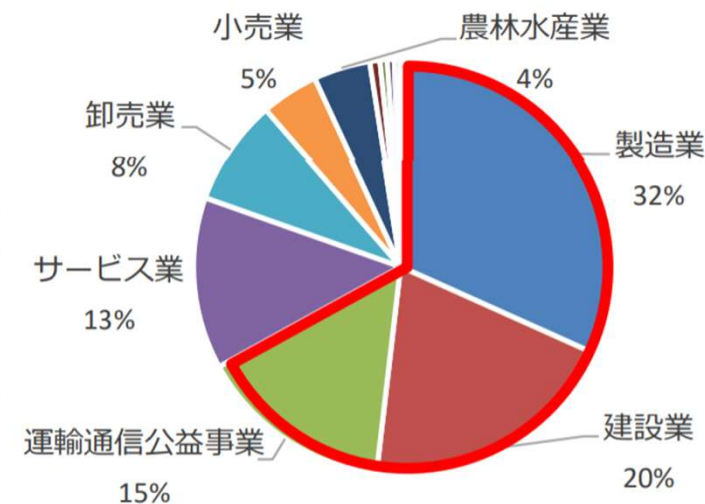
要望内容

新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、**設備投資に取り組む中小企業を支援**するため、**適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長**する。

<現行制度>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数1000人以下の個人事業主 		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却	

(参考) 業種別の利用状況



【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

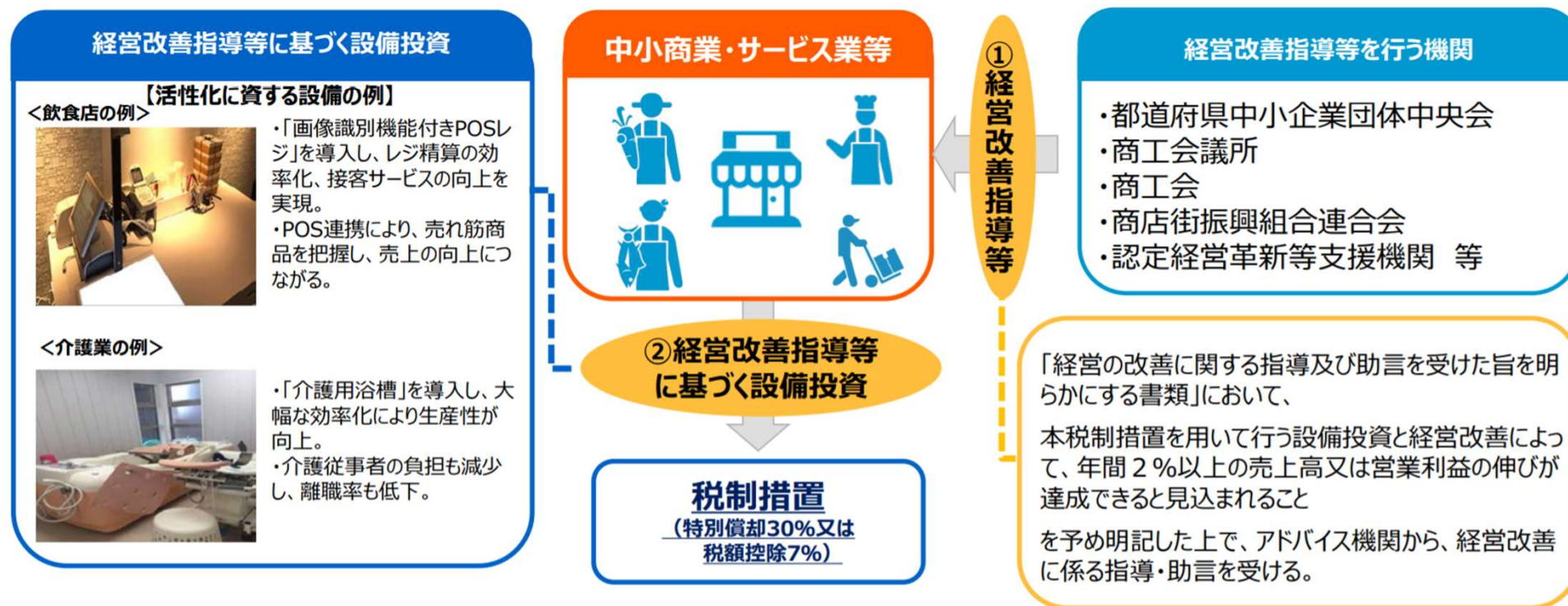
商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

～中小企業向け設備投資減税～

要望内容

新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、**商業・サービス業等を営む中小企業者等による店舗の魅力向上や業務改善等に資する設備投資**を促進するため、**適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長**する。

<現行制度>



【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長

～中小企業向け設備投資減税～

要望内容

中小企業の自然災害等への事前対策を後押しするため、**中小企業の実行性のある防災・減災対策のための設備投資**を促進する税制措置について、**対象設備を拡充した上で適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長**する。

<現行制度>

- 対象者：自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

<対象設備別投資額（累計）>



【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

【要望】

昨今の水害など激化する災害等や感染症への事前対策を強化するため、対象設備に「**重要設備のかさ上げに用いる架台**」や「**停電時の電力供給装置**」等を追加する。



医療に係る設備投資減税の延長

要望内容

地域における医療提供体制の確保のため、次の3つの特別償却制度について、**適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長**する。

① 高額な医療用機器に係る特別償却制度

対象設備	一定の医療用機器(単品500万円以上)
優遇措置	取得価額の12%特別償却

【要望】

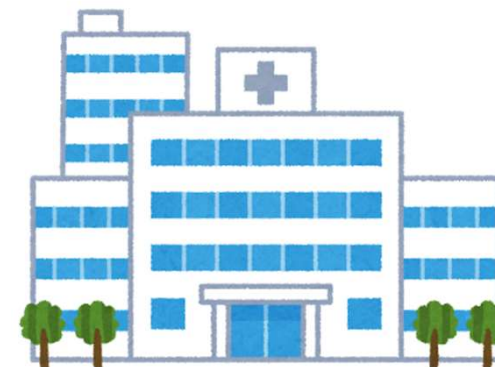
高度な医療の提供という観点から**対象機器の見直し**を行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。

② 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

対象設備	医師等の勤務時間短縮に資する一定の器具備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(単品30万円以上)のもの
優遇措置	取得価額の15%特別償却

③ 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

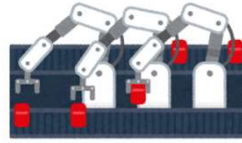
対象設備	病床の再編等のために取得・建設(改修工事を含む)をした病院用等の建物・附属設備
優遇措置	取得価額の8%特別償却



研究開発税制の拡充・延長

要望内容

①研究開発投資の増加を促すための**控除上限の引上げ**、②リアルデータ・AIを活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、現状制度の対象外となっている**クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加**等の措置を要望

	A 総額型 試験研究費総額（Bを除く）に係る控除制度	B オープンイノベーション型 大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額に係る控除制度
控除率 控除額を計算するための割合	○大企業 試験研究費の増減に応じて 6～14% （※10%超は令和2年度末までの措置） ○中小企業者等 試験研究費の増加に応じて 12～17% （※12%超は令和2年度末までの措置）	○相手方が大学・特別研究機関等 試験研究費の 30% ○相手方が研究開発型ベンチャー 試験研究費の 25% ○相手方がその他（民間企業等） 試験研究費の 20% ③手続の合理化等
控除上限 法人税額から控除できる上限割合	法人税額の 25%まで （ベンチャー40%まで） 試験研究費の割合が一定基準超の場合に控除上限を 最大10%上乗せ （※令和2年度末までの措置） ①控除上限の引上げ	法人税額の 10%まで 
控除対象	②クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の追加	

【要望】

①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の**控除上限25%⇒30%に引上げ**

②**クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費**について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入

③オープンイノベーション型の見直し（手続の合理化等）

④「総額型の控除率の上乗措置の適用期限」「試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置」「中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置」の延長（**令和4年度末まで2年間延長**）

【出典】令和3年度文部科学省税制改正要望項目

④ ※の時限措置の延長要望

所得拡大促進税制・大企業向け賃上げ税制の延長

要望内容

景気の早期回復を実現するため、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要である。このため「所得拡大促進税制」の適用期限を令和4年度末まで2年間延長する。「大企業向け賃上げ税制」も同様に延長する。

<所得拡大促進税制のイメージ>

【要望】

適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。

適用の要件

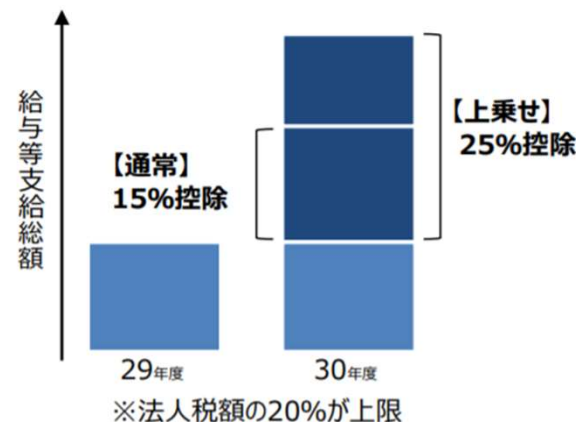
- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件②】継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加

【上乗せ要件】

- 【要件②】の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
 - 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 【上乗せ】上乗せ要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

中小企業者等の法人税率の特例の延長

要望内容

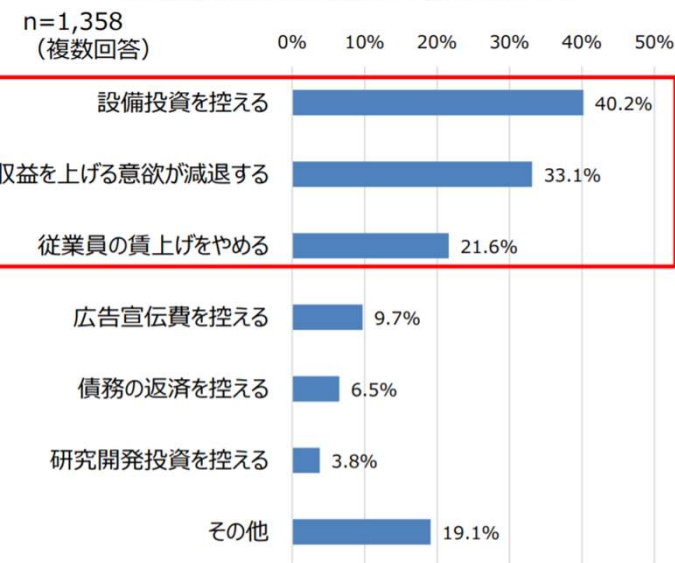
新型コロナウイルス感染症の拡大懸念等により先行き不安がある中、中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するため、中小企業者等の法人税率の特例について**適用期限の2年間延長**を要望

対象	所得区分	本則税率	租特税率
大法人 (資本金1億円超)	—	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超	23.2%	—
	年800万円以下	19%	15%

【現行】
令和3年3月31日までに開始する事業年度まで

【要望】
令和5年3月31日までに開始する事業年度まで

本税制措置が無い場合の影響



【出所】中小企業庁
「中小企業税制に関するアンケート調査（平成30年度）」

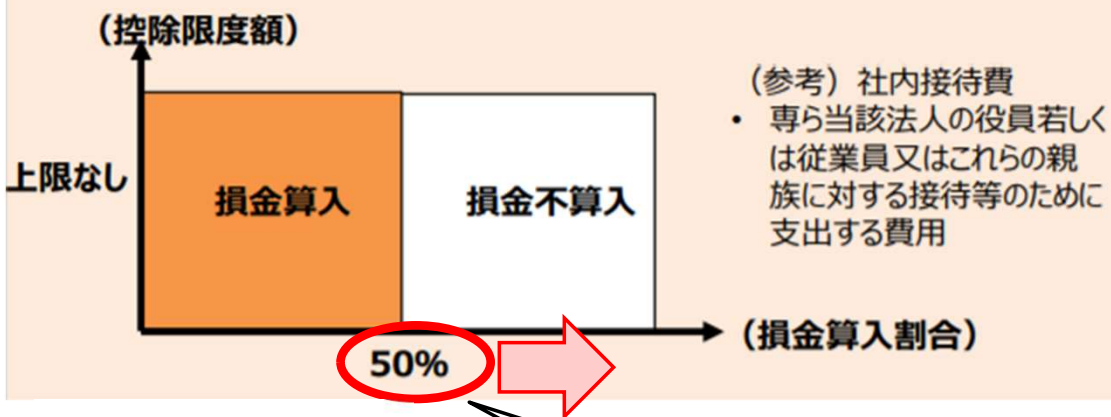
【出典】令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

交際費課税の特例措置の拡充

要望内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食業の客数・売上の減少が深刻な状況となっていることから、飲食業界全体の回復を図るため、接待飲食費の50%損金算入措置について、**新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費**について**損金算入できる割合を時限的に拡充**する。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置
（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下））



② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）



【出典】令和3年度主な税制改正要望の概要（厚生労働省）



新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供される飲食費
⇒ **損金算入割合を時限的に拡充**

サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設

要望内容

総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備を行う企業が、**サテライトオフィスの整備に際して取得した設備**に関し、**法人税と固定資産税の減免措置**を行う。

適用期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
対象者	総務大臣の計画認定を受けてサテライトオフィスの整備を行う法人
対象設備	<p>計画に従って東京都特別区及び大阪市を除く地域において取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る次の設備</p> <p>⇒ LAN設備(ルータ、スイッチ、Wi-Fiルータ、ファイアウォール、VPN装置、ネットワーク監視装置、回線設備)、サーバ、セキュリティカメラ設備、複合機、電気設備、附帯設備</p>
法人税の減免措置	<p>選択適用</p> <p>① 取得価額×30%の特別償却</p> <p>② 取得価額×5%の税額控除</p>
固定資産税の減免措置	取得後3年度分、 課税標準を1/2に



ビジネスモデル転換に資する税制措置の検討

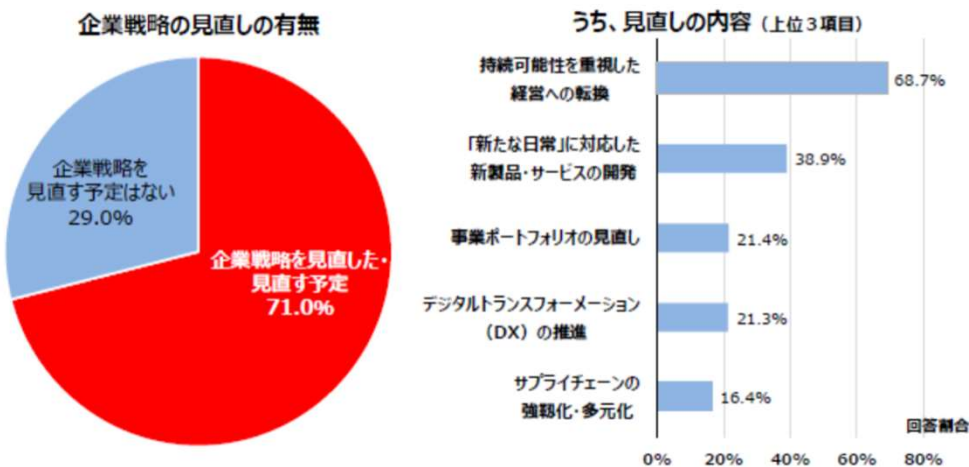
要望内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、「人」同士の接触自体がリスクであるといった認識に加え、デジタル化の持つ潜在力が広く現実のものとして認識されるなど、ビジネスを取り巻く環境が大きく変化している。こうした大きな変化に対応した**大胆なビジネスモデルの变革(事業再構築・再編等)**に取り組む企業を後押しするための**税制措置**を検討する。

(例) **投資に対する特別償却・税額控除、繰越欠損金の控除上限の引上げ**

(参考) 海外におけるビジネスモデル転換の例

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた企業戦略の見直し



【出所】 未来投資会議 (令和2年7月30日)

【出典】 令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

ボルシェ社 (独・製造)

「デジタルツイン」の仮想空間シミュレーション



AGV (無人搬送車) を活用した生産ライン柔軟化

ウォルマート社 (米・小売)

オムニチャネル化: 店舗=物流拠点に



レジ無し店舗システム

写真は、企業公式HP・インターネット記事より引用

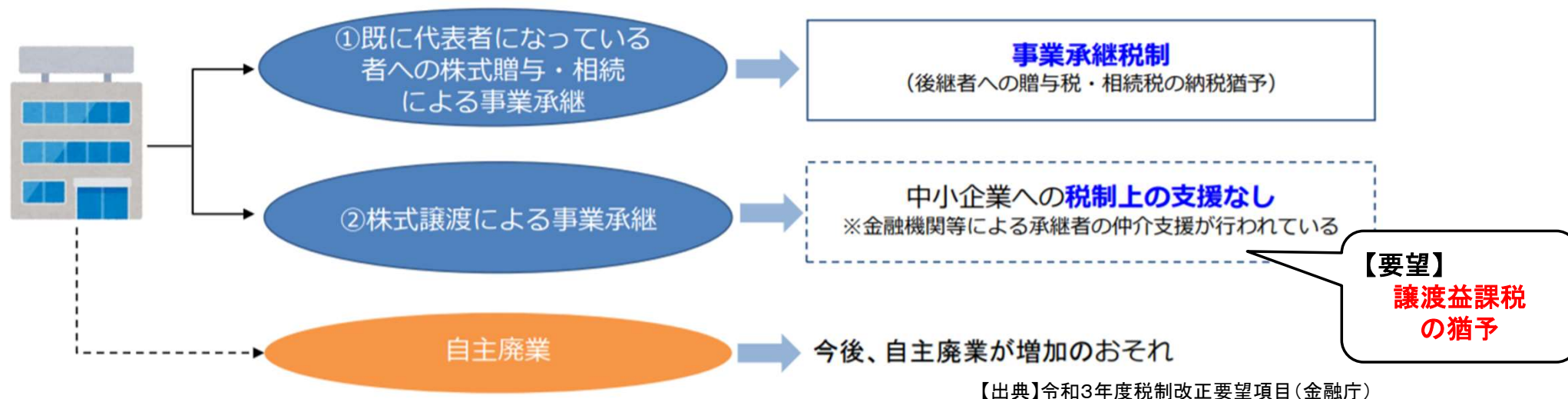
親族以外の第三者による事業承継の促進税制

要望内容

親族等の後継者が決まっていない場合、金融機関等により承継先の仲介支援が行われているが、第三者への株式譲渡による事業承継は創業利益が一括で株式譲渡課税(約20%)されるため、承継の障害となっているとの指摘がある。そのため第三者への事業承継について、**譲渡益課税を猶予する措置**を講じる。

<現行制度>

【中小企業の事業承継】

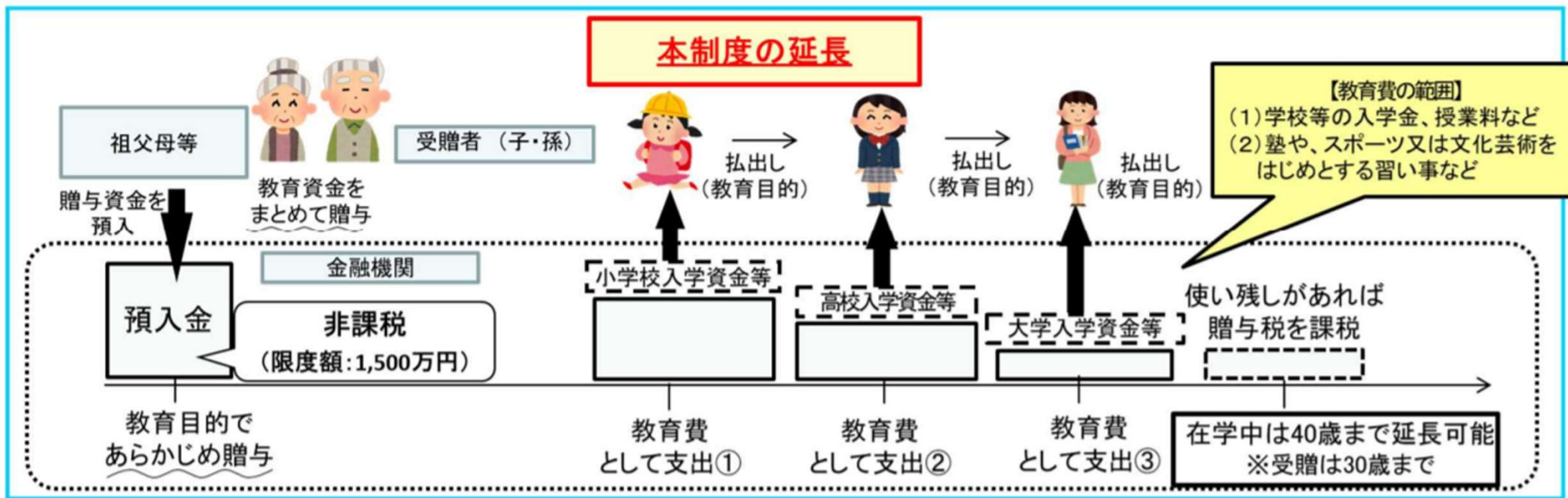


教育資金一括贈与非課税措置等の延長

要望内容

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年3月31日までの時限措置であることから**適用期限を延長**する。あわせて「結婚・子育て資金一括贈与非課税措置」も同様に**適用期限を延長**する。※要望では延長される期間について明記されていない。

<現行制度>



【出典】令和3年度文部科学省税制改正要望項目

法人税

- 中小企業による経営資源集約化(株式譲渡、事業譲渡、合併等)の促進に係る税制措置の創設
- 企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とするM&Aの円滑化(譲渡益課税繰延べ)
- 地域未来投資促進税制の2年間延長と要件見直し
- 中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置(金融機関の貸倒引当金の損金枠の拡充)
- 企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加)
- 不動産投資法人における未収賃料の特例(利益の90%超を配当する「導管性要件」の緩和)
- 経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し(最低税率課税など)への対応

所得税

- セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の5年間延長、対象医薬品の範囲拡大等
- ベビーシッター等の子育て支援に要する費用の税制上の措置
- 生命保険料控除制度の拡充(各保険料控除の最高限度額5万円、合計15万円に)
- 金融所得課税の一体化(デリバティブ取引・預貯金等への損益通算範囲の拡大)
- 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し
- 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設(みなし配当課税の納税猶予等)
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する税制上の所要の措置

資産税

- 上場株式等の相続税に係る見直し(相続税評価について所要の措置)

住宅・土地税制

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の3年間延長及び経済状況に応じた所要の措置
- 土地等に係る流通税の特例措置の延長
 - ①土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記1.5%、信託登記0.3%)の2年間延長
 - ②宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(1/2)の3年間延長
 - ③住宅・土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率(3%)の3年間延長
- 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の2年間延長
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
- 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税の特例措置
- 地域医療構想実現に向けた不動産取得税・固定資産税・登録免許税の軽減措置の創設
- 心身障害者を多数雇用する事業所に対する不動産取得税・固定資産税の特例措置の延長

その他

- 電子帳簿保存制度を含む申告・納税手続に係る所要の見直し(各種要件や押印等について緩和)
- 産後ケア事業を消費税の課税対象から非課税対象に
- 車体課税の延長・見直し
 - ①取得時等にかかる税負担の大幅な軽減(エコカー減税の延長・見直し、環境性能割の臨時的軽減等)
 - ②将来のモビリティ社会像を見据えた課税のあり方の検討(簡素化等の視点も踏まえ検討)
- 新型コロナウイルス感染症で甚大な影響を受けた交通運輸等への資金繰り対策に資する所要の措置
- ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更

近年の会計検査院指摘事項

近年は**会計検査院の指摘**を受けて、後日、税制改正で手当てされているケースがある。
(例) 海外中古不動産の減価償却費(簡便法で計算)を活用した節税スキームの制限
国外扶養親族の過度な扶養控除の制限



令和3年度税制改正以降で手当てされる可能性があるため今後注目

消費税の免税事業者制度

開廃業手続による事業の引継ぎで事業を開始した新経営者が、**事業開始年とその翌年の2年間に免税事業者**となっている現状を問題視

	X1年	X2年	X3年	X4年
旧経営者	1億円 ⇒課税	1億円 ⇒課税	5,000万円 ⇒課税	(なし)
新経営者	(なし)	(なし)	5,000万円 ⇒免税	1億円 ⇒免税

⇒X3年(事業開始年)とX4年は基準期間における課税売上高がないため免税事業者

中小企業等の貸倒引当金の特例

法定繰入率が実際の貸倒損失発生率を大幅に上回っている状況を問題視

事業区分	法定繰入率	貸倒損失発生率
卸売業・小売業・飲食店業	10/1000	2.2/1000
製造業・電気業・ガス業	8/1000	2.2/1000
金融保険業	3/1000	0.1/1000
割賦販売小売業等	13/1000	0.2/1000
その他の事業	6/1000	3.0/1000

【出典】会計検査院「平成30年随時報告」をもとに作成

住宅ローン控除

控除率(1%)を下回る金利で借り入れている者の割合が**約8割**という状況(逆ざや)を問題視